平成２２年（フ）第２４号
佐賀県鹿島市大字音成甲3613番地12
債務者　岸川　浩一
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３４号
佐賀県杵島郡白石町大字築切1279番地
債務者　井上　正志
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３５号
佐賀県杵島郡白石町大字築切1279番地
債務者　井上　泰子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３６号
佐賀県杵島郡白石町大字築切1279番地
債務者　井上　隆明
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３７号
佐賀県伊万里市脇田町866番地41
債務者　高田　鶴代
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲4112番地１
サンワハイツＡ－１
債務者　太田　竜平
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１４２号
佐賀県唐津市相知町長部田712番地１
債務者　力武　孝幸
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１６３号
佐賀県唐津市二タ子１丁目11番26号　二タ子キャッスル106号
債務者　増本　　清
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第２４号
宮崎県小林市本町58番地
債務者　鶴田　高幸
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第４０号
宮崎県都城市山之口町花木2208番地３　カサ・フェリスＤ棟、前住所宮崎県都城市金田町1699番地３　メゾンＥＴＯ７・303号
債務者　八重尾克久
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第４８号
秋田県男鹿市船越字杉山16番地３　16番館Ⅱ103号
債務者　籾山　祐太
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８号
秋田市牛島東１丁目４番10号
債務者　桑原　智子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１号
秋田市泉中央２丁目４番10号　レオパレス大畑101号
債務者　藤井　健悟
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８１号
秋田市飯島新町３丁目８番８号
債務者　鎌田　　忠
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２号
秋田市川元開和町12番２号　レオパレス川元開和町第二105号
債務者　池田由美子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３号
秋田市土崎港相染町字沖谷地97番地32
債務者　能登美紀子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６号
秋田市新屋前野町２番２号
債務者　鎌田　美幸（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０２号
秋田市上北手猿田字館ノ下91番地
債務者　中山　早織
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部